

京都府立大学において「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」に研究者登録をする際の取扱いについて

令和 7 年 8 月 5 日
企画・地域連携課

京都府立大学において「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」（以下システムという。）に研究者登録をする際の取扱いについては下記のとおりとすることとしましたので、お知らせします。

記

1 研究者登録ができる者

本学においてシステムに研究者登録できる研究者は、下記の者とする。

- (1) 京都府立大学学則第 13 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに定める学長、副学長、教授、准教授、講師、助教及び助手
- (2) 京都府立大学学則第 16 条に定める特任教員
- (3) 京都府立大学学則第 62 条に定める共同研究員
- (4) 京都府立大大学院学則第 11 条の 2 に定める学術研究員
- (5) 日本学術振興会特別研究員及び海外特別研究員
- (6) その他、本学において研究活動を行う研究者であって学長が特に認める者

2 研究者登録手続等について

本学においてシステムへの研究者登録を希望する場合は、別紙様式 1 を企画・地域連携課に提出しなければならない。上記 1 (1) の研究者は原則として研究者登録を行うものとする。

登録した研究者情報に変更があった場合は、別紙様式 2 を企画・地域連携課に提出しなければならない。

3 コンプライアンス研修の受講について

本学においてシステムに研究者登録した研究者は、研究倫理教育及び本学での研究費の執行ルールに関する講習会等を受講しなければならない。